

「食と農をつなぐアワード」応募要領

※応募を予定している方は、必ずすべてお読みください。

1. 趣旨

この事業は、令和6年に改正された食料・農業・農村基本法及び関連法として制定された食料供給困難事態対策法等(以下「改正基本法」という。)の趣旨を踏まえ、生産者・食品事業者・消費者に至るまでの食にかかわる方々が有機的に連携した「食料システム」を支える関係者の食と農を取り巻く新たな情勢や、改正基本法に関する理解を促進し、これらの関係者に食料の持続的な供給を支える主体的な取組を促すこととしている。このため、こうした取組の活性化や消費者への啓発を行うことを目的とする。

2. 応募対象

(1) 応募主体

以下の分野について、優良な取組を行っている企業、団体、個人とする。

(2) 募集する取組

①食料の安定供給

(穀物等の民間備蓄、国産消費の拡大、安定的な輸入等にかかる取り組みをおこなうことにより、我が国の食料安全保障の確保に功績のあった企業・団体等)

②食品アクセスの確保

(物理的アクセスや経済的アクセス等に係る取組を行うことにより、食品アクセスの確保に功績のあった企業・団体等)

③持続的食料システムの確立

(合理的価格の形成、人権・環境配慮調達・栄養改善に功績のあった企業・団体等)

④スマート農業技術等の開発・普及

(農業者・産地等によるスマート農業技術及びその効果を高める新たな生産方式の開発・普及の取組等)

(3) 応募者の資格

(1)ニッポンフードシフトの推進パートナーに登録した者であること。

(2)過去3ヶ年において、関係法令に違反したことによる行政的処分を受けていないこと。

(3)過去3ヶ年において刑事罰に処せられたことがないこと。

3. 応募方法

(1) 応募方法

【応募期間】

- 一次審査

2025年7月1日(火)~8月12日(火)

- 二次審査(一次審査通過者のみ)

2025年9月1日(月)~9月19日(金)

【提出書類】

1. 申請書(食と農をつなぐアワード申請書)一次審査エントリー用

以下の URL からオンライン登録を行ってください:

<https://forms.office.com/r/nGjLEvPycf>

2. 取組内容書(一次審査通過者のみ)

一次審査通過後に、事務局より様式をお渡しします。

4. 事業実施スケジュール

*スケジュールは令和7年7月時点の内容で、変更される可能性があります。

応募・審査のスケジュール／必要書類		
時期	内容	必要書類
7月1日(火)	一次審査 応募開始	・「食と農をつなぐアワード申請書」 ※以下の URL より登録
8月12日(火)	一次審査 応募〆切	https://forms.office.com/r/nGjLEvPycf
8月13日(水) ~28日(木)	一次審査期間 ※応募いただいた内容について、質問をさせて頂く場合があります	
8月29日(金)	一次審査 結果発表	
9月1日(月)	二次審査 応募開始	・「取組内容書」 ※一次審査を通過した者に、事務局より様式をお渡しします。
9月19日(金)	二次審査 応募〆切	・その他、事務局が必要とする書類
9月20日(土) ~10月9日(木)	二次審査期間 ※応募いただいた内容について、質問をさせて頂く場合があります	
10月中旬	最終結果発表 ※選定結果に関わらず、応募いただいた全ての方へご連絡します	

5. 審査

(1) 審査方法等

審査は、原則として食と農をつなぐアワード申請書及び取組内容書等を基に書面により行う。

審査委員は別紙に定める審査基準に基づき各応募者の評価点を付し、その評価点の多寡を基として審査を行う。

【賞の種類・件数】

○特に優秀な取組

・農林水産大臣賞(各部門1点以内)

○優秀な取組

・大臣官房長賞(食料の安定供給部門1点以内、食品アクセスの確保部門(物理的アクセス)1点以内、持続的食料システムの確立部門2点以内)

・輸出・国際局長賞(食料の安定供給部門1点以内)

・消費・安全局長賞(食品アクセスの確保部門(経済的アクセス)1点以内)

・大臣官房技術総括審議官賞(スマート農業技術等の開発・普及部門1点以内)

【活動認定証の交付】

受賞の対象にならなかった応募者のうち、取組が、概ね1年以上継続して行われており、かつ、以下のいずれかの基準を満たす場合には、活動認定証を交付します。

- (1) 対象となる取組が先進的な特徴を有していること。
- (2) 対象となる取組が地域に密着したものであること。
- (3) 対象となる取組が社会貢献性を有していること。
- (4) 対象となる取組が他者への波及効果や消費者の意識の醸成等の効果を有していること。
- (5) 対象となる取組が他者の行動変容への効果を有していること。

受賞者の概要については、実績、具体的な取組等をとりまとめ、広く関係方面に配布するとともに、農林水産省ホームページに掲載する。

(2) 表彰を受ける者の決定

大臣官房総括審議官は、受賞候補者の中から、取組の実態を確認した上で、表彰を受ける者を決定する。また表彰は、毎年度1回行うものとする。

(3) 法令、違反等による審査対象資格及び受賞資格の取消し

応募者について、過去3ヶ年において関係法令に違反する等による行政処分等を受けたことが判明した

場合は、審査過程中又は受賞決定後であっても審査対象資格及び受賞資格を取り消す。過去3ヶ年において刑事罰に処せられたことが判明した場合も、同様とする。

6. 審査基準

以下の観点から応募内容を審査する。

評価項目	配点	評点	評価の着目点内訳
先進性・独自性	5	5点(非常に優れている) 4点(優れている) 3点(満足できる) 2点(やや満足できる) 1点(劣る) 0点(満足できない)	他企業、他団体、他者の取組には見られない先進的な特徴や独自の方法等であるか
地域性	5	5点(非常に優れている) 4点(優れている) 3点(満足できる) 2点(やや満足できる) 1点(劣る) 0点(満足できない)	活動範囲の広さ、他企業、他団体、他者との連携、地域に密着した取組であるか
継続性	5	5点(非常に優れている) 4点(優れている) 3点(満足できる) 2点(やや満足できる) 1点(劣る) 0点(満足できない)	取組の開始時期、活動年数、継続できる取組であるか
経済性・社会貢献性	5	5点(非常に優れている) 4点(優れている) 3点(満足できる) 2点(やや満足できる) 1点(劣る) 0点(満足できない)	取組を実施することによる経済効果・社会貢献性等がどのぐらいあるか
波及性	5	5点(非常に優れている) 4点(優れている) 3点(満足できる) 2点(やや満足できる) 1点(劣る) 0点(満足できない)	他企業、他団体、他者への波及効果や消費者の意識の醸成等の効果があるか
行動変容への効果	5	5点(非常に優れている) 4点(優れている) 3点(満足できる) 2点(やや満足できる) 1点(劣る) 0点(満足できない)	取組を実施することによる自社、自団体、自身、他企業、他団体、他者の行動変容への効果等がどのぐらいか

その他の評価	5	5点(非常に優れている) 4点(優れている) 3点(満足できる) 2点(やや満足できる) 1点(劣る) 0点(満足できない)	上記評価項目や点数配分では評価しきれない項目、内容等があれば、加点する。
合計	35		

7. お問い合わせ先

令和7年度ニッポンフードシフト事務局

(株式会社 JTB 霞が関事業部内)

担当: 實方、五十嵐、菅原

連絡先: nippon-food-shift01@bsec.jp

URL: https://nippon-food-shift.maff.go.jp/2025/aw_connect.html